

香芝市民図書館逐次刊行物の選定等に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、香芝市民図書館資料収集方針に基づき、逐次刊行物の選定等について、具体的な取扱いを定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 逐次刊行物は、図書では対応が困難な新しい情報を得ることができる資料であると位置付け、選定及び収集するものとする。

2 この基準において、逐次刊行物とは、新聞及び雑誌とする。

3 次の各号に掲げるものは、選定の対象とはしない。

- (1) 人権又はプライバシーを侵害するおそれのあるもの
- (2) 特定の機関又は団体の宣伝となるもの
- (3) 暴力や犯罪を容認したり、残虐性を助長したりするもの
- (4) 性的表現が過激なもの
- (5) 高度に学術的又は専門的なもの
- (6) その他、館長が公共図書館としてふさわしくないと判断するもの

(新聞の選定基準)

第3条 新聞は、その大部分の刊行頻度が日刊であり、日々の時事的な情報を得る手段として選定し収集するものとする。

2 政治、経済、社会、文化、家庭、娯楽又は公告等の情報を報道する一般紙を選定するものとし、主要な全国紙及び地元紙を中心に、児童及び生徒向けのものも含めて選定する。

3 外国語の新聞は、英語紙を中心に選定するように努める。

(雑誌の選定基準)

第4条 雑誌は、多様性に富み、定期的に発行されるという特性を持つため、図書では対応できない分野の情報を得る手段として選定し収集する。

2 主要な収集分野は、次の各号に掲げるものとし、各分野における代表的な雑誌を選定する。ただし、漫画雑誌は選定しない。

- (1) 総合雑誌
- (2) 出版情報に関する雑誌
- (3) 文芸雑誌
- (4) 室内装飾又は服飾に関する雑誌

- (5) ライフスタイル又は生活情報誌
- (6) スポーツに関する雑誌
- (7) コンピューターに関する雑誌
- (8) 健康に関する雑誌
- (9) レジャーに関する雑誌
- (10) 芸術に関する雑誌
- (11) 人文科学・社会科学・自然科学の基本的な雑誌
- (12) 周辺地域を中心としたミニコミ誌
- (13) 子ども向け雑誌
- (14) その他、館長が必要と認める雑誌

3 本誌の収集を基本とし、別冊及び増刊号は厳選する。

4 購入にあたっては、年間購読を原則とし、購入する雑誌は、定期的に見直しを行う。

5 選定する雑誌は、A群雑誌とB群雑誌の2群に分けるものとする。

6 前項のA群雑誌とは、資料的価値を有し、体系的な蓄積により有効な情報資料源となり得るものをいい、B群雑誌とは、発行時における収録情報がその時点での情報資料源として価値のあるものをいう。

(補則)

第5条 この基準に定めるもののほか、逐次刊行物の選定等に関し、必要な事項は、館長が定める。

附 則

この基準は、令和3年11月1日から施行する。